
あかし男女共同参画プラン きらめきプラン21

2019 年度
アクションプラン
(行動計画)

2019 年 4 月

兵庫県明石市

目次

第1章 アクションプランの策定にあたって.....	1
1 策定の趣旨.....	2
2 アクションプランの位置づけ.....	2
3 「あかし男女共同参画プラン」の基本理念と基本的な視点.....	3
4 アクションプラン策定の考え方.....	3
5 取り組みの進め方.....	3
6 主な課題と重点的な取り組み.....	4
7 検討経過.....	8
8 あかし男女共同参画プランの施策体系.....	9
第2章 分野別展開.....	11
基本目標1 男女平等・男女共同参画・人権尊重に向けた意識づくり.....	12
基本目標2 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶.....	15
基本目標3 生活の場における男女共同参画の促進.....	20
基本目標4 働く場における男女共同参画の推進.....	22
基本目標5 生涯にわたる健康の保持・増進と福祉の充実.....	24
基本目標6 施策の推進体制・進行管理の充実.....	26
第3章 あかし男女共同参画プラン 指数（数値目標）.....	27
アクションプラン 用語解説.....	29

第1章

アクションプランの策定にあたって

1 策定の趣旨

本市では、男女共同参画社会基本法に基づく「あかし男女共同参画プラン」（期間：2011～2020年度）の具体的な展開を示す第4期実施計画（2011～2015年度）を策定し、さまざまな取り組みを進めてきたところです。

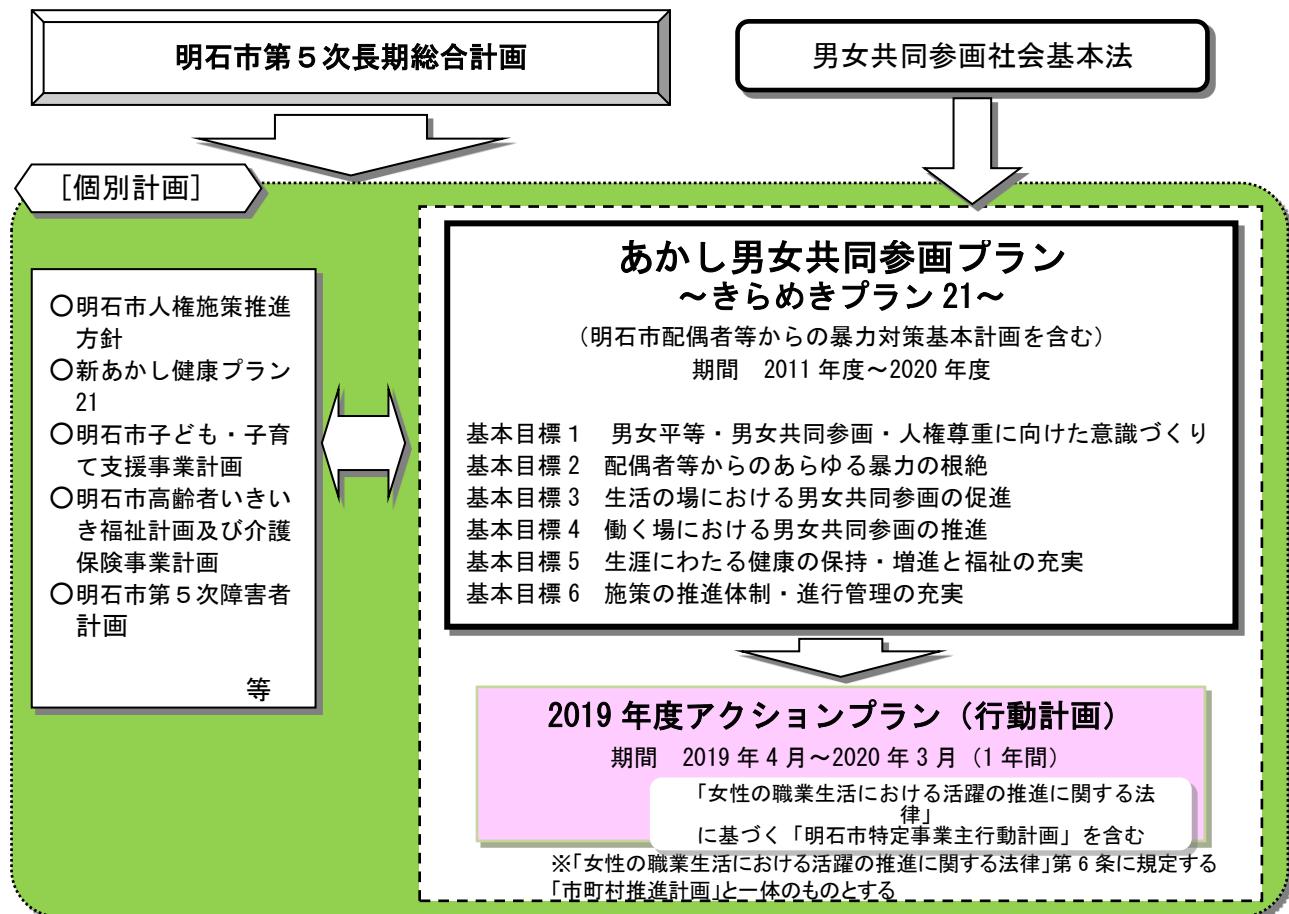
近年、人口減少が加速し、超高齢社会の本格化を迎えるなか、人口減少の克服と地域活力の向上を目指し策定した「明石市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を着実に実現するためにも、男女共同参画社会の実現に向け、さらに取り組みを充実していく必要があります。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」（2015年8月成立）を踏まえ、「働く場面」における女性の活躍推進への取り組みが求められています。そのためには、長時間労働の是正や柔軟な働き方の推進などの働き方改革や、男性の家事・育児参画の促進など、男女問わず、誰もがワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現できる社会に向けた取り組みを一層推進する必要があります。

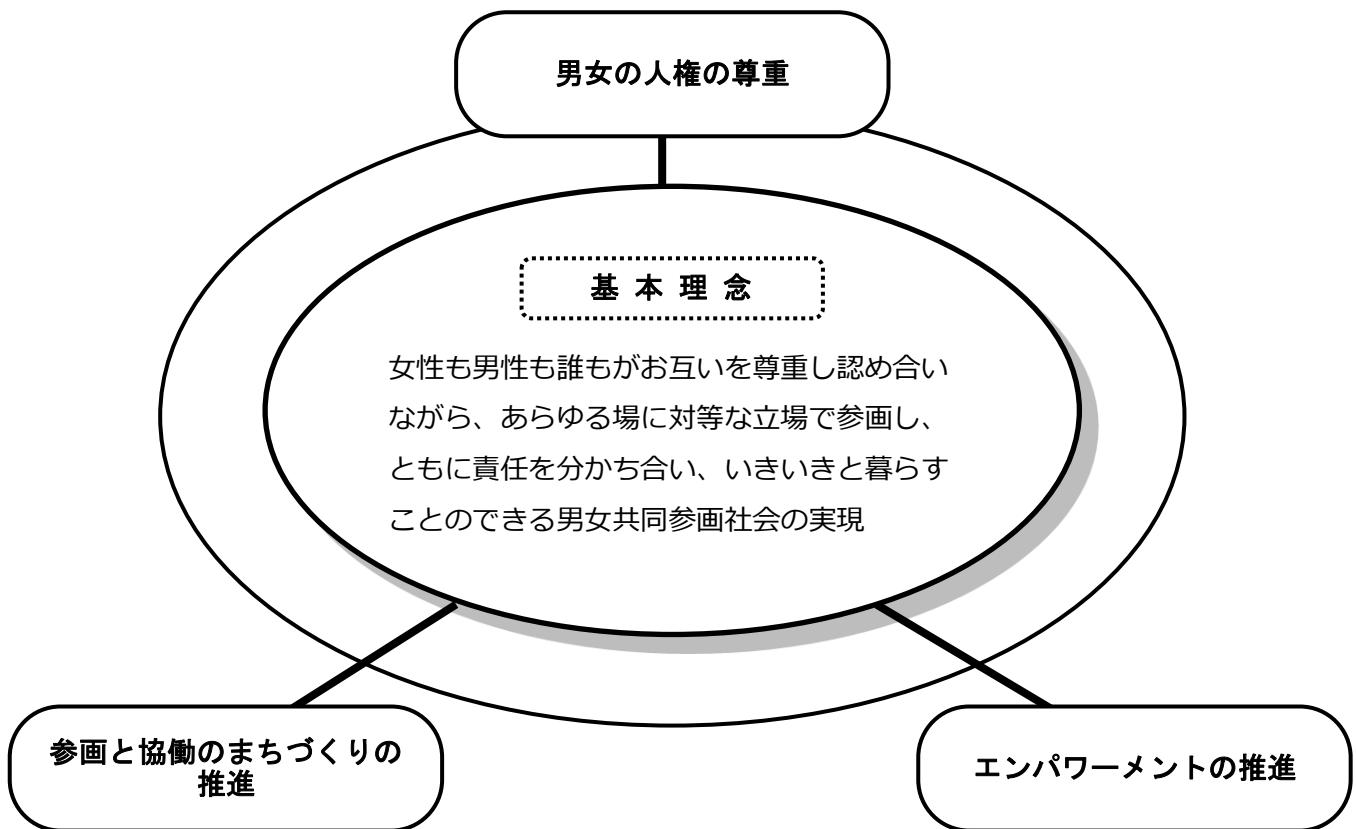
このような状況の中、本市では、「あかし女性の活躍推進会議」や「明石市DV対策検討委員会」の提言などを踏まえた取り組みを積極的に推進してきました。本市の現状・課題や今後予想される社会情勢の変化などへの的確に対応するため、引き続き重点的な取り組み項目を2019年度アクションプラン（行動計画）の中に設定し、男女共同参画に係る施策の着実な推進を図っていきます。

なお、アクションプランでは、「あかし男女共同参画プラン」の基本理念、基本的な視点、基本目標の枠組みの中で、推進すべき男女共同参画社会の実現に向けた具体的な事業を明らかにします。

2 アクションプランの位置づけ



3 「あかし男女共同参画プラン」の基本理念と基本的な視点



4 アクションプラン策定の考え方

社会情勢の変化や国・県の政策動向、喫緊の課題に対応できるよう、前年度のアクションプランとの整合性、継続性を維持しながら、実情に見合った単年度（1年間）の行動計画を策定することとします。

【ポイント】

- ①「明石市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を実現
- ②女性活躍推進法に基づく「市町村推進計画」と一体のものとして策定
- ③事業主として策定する「明石市特定事業主行動計画」を包含
- ④「あかし女性の活躍推進会議」の政策提言を反映した取組を推進
- ⑤「明石市DV対策検討委員会」の意見を踏まえた基本目標2「配偶者等からのあらゆる暴力の根絶」（明石市配偶者等からの暴力対策基本計画）の取組を推進

5 取り組みの進め方

従来の意識啓発や知識習得のための取り組みにとどまらず、地域が抱えるさまざまな課題を解決するため、実践的な活動を中心とする取り組みを進めます。

特に、それら実践的活動を効果的に展開するうえでは、男女共同参画を直接の目的としない多様な団体などと連携・協働することが必要です。

6 主な課題と重点的な取り組み

「あかし男女共同参画プラン」の6つの基本目標として推進する施策の中から、2019年度アクションプランでは、「あかし女性の活躍推進会議」や「明石市DV対策検討委員会」の提言や意見などを踏まえ、引き続き次の3つの項目について重点的に取り組みます。

(1) 女性の活躍推進

<現状と課題のまとめ>

①政策・方針決定過程への女性の参画

◇社会の各分野における「指導的地位」に女性が占める割合が未だ低い。

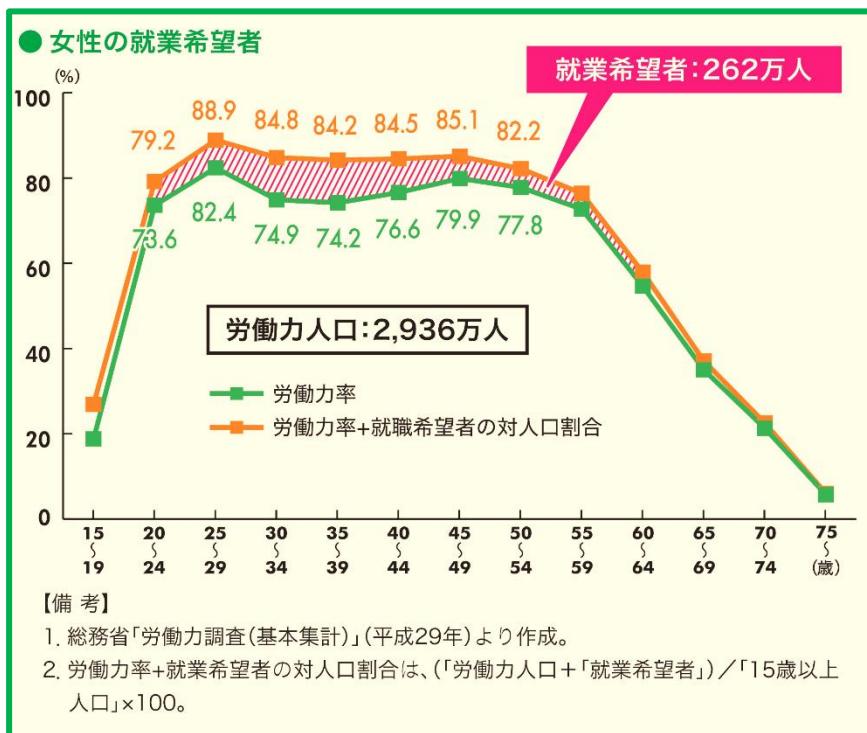
(民間企業(100人以上)における女性管理職(課長相当職)の割合: 10.9%、2017年)

②就業の分野における男女共同参画

◇女性の年齢階級別労働力率は、「M字カーブ」を描いているものの、以前よりもカーブは浅くなっています。M字の底となる年齢階級も上昇。

◇2017年には女性の非労働人口のうち262万人が就業を希望しており、それが実現すれば労働力率の上昇につながる。

【女性の年齢階級別労働力率と就業希望者】



出典：「男女共同参画社会の実現を目指して 平成30年版データ」

内閣府・男女共同参画推進連携会議

◇女性の非正規雇用比率は、男性の場合と較べ高い。(女性: 55.5%・男性: 21.9%、2017年度)

◇女性が働きやすい労働環境整備が十分ではない。(企業内保育所や更衣室の設置、育児休業・短時間勤務制度の導入・活用など)

<重点的に取り組む事業>

①女性活躍に資する「働き方改革」の推進

◇子育てや介護等と仕事の両立支援や、多様な働き方を推進するネットワークの構築

②明石市特定事業主行動計画の推進

◇女性職員の職域拡大、男性職員に対する育児参画の促進など

◇市自らがモデルとなるよう率先して取り組む

◇管理・監督職に対する「イクボス研修」の充実

③事業所における女性の登用促進支援

◇女性社員のキャリアアップ支援やロールモデルとの交流など、次世代の女性リーダー候補を育成

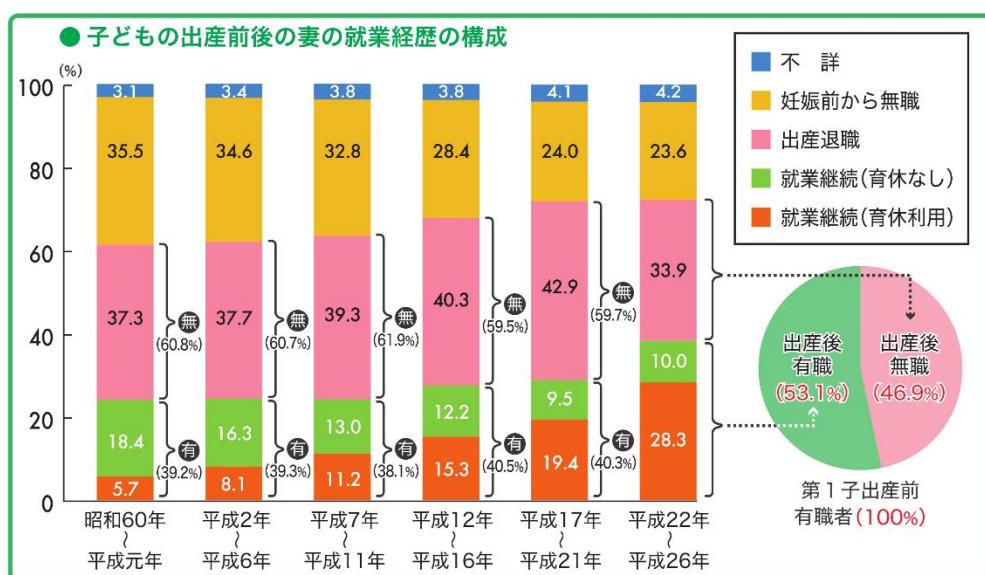
(2) 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」への取り組み強化

<現状と課題のまとめ>

①女性の就業継続をめぐる状況

◇育児休業を取得して就業を継続する女性の割合は増加傾向にあり、第1子出産前後も就業を継続する女性はこれまで4割程度にとどまっていたが、最近では5割を上回っている。

【子どもの出生年別第1子出産前後の妻の就業経歴】

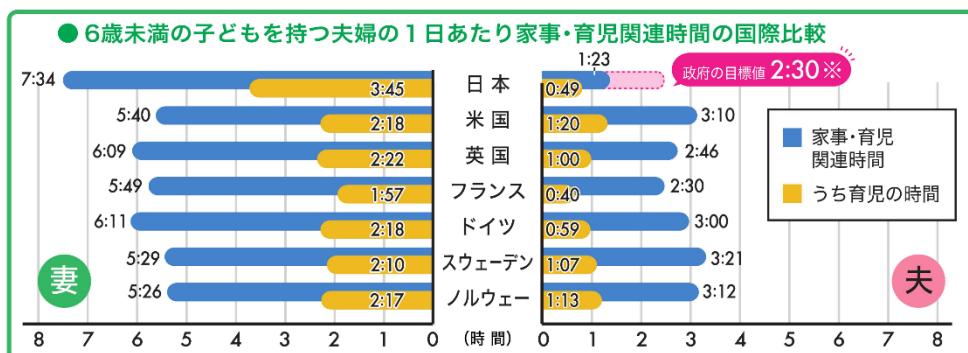


出典：「男女共同参画社会の実現を目指して 平成30年版データ」
内閣府・男女共同参画推進連携会議

②子育て期にある男性の家事・育児時間

- ◇子育て期と重なる30歳代や40歳代の男性の労働時間が長い。
- ◇育児期にある夫の1日当たりの育児・家事関連時間は1時間23分となっており、妻(7時間34分)に比べて短い。
- ◇男性の育児休業取得率は数年前と比べ上昇したもの依然として低い。(5.14%、2017年)

【6歳未満の子どもを持つ夫婦の1日あたり家事・育児関連時間の国際比



出典：「男女共同参画社会の実現を目指して 平成30年版データ」
内閣府・男女共同参画推進連携会議

③仕事と介護の両立

- ◇家族の介護や看護を理由とした過去1年以内の離職者数は、2017年には10万人となっている。男女別では女性の割合が全体の約7割を占めている。

<重点的に取り組む事業>

①保育所の待機児童解消に向けた取り組み

- ◇子育て環境の更なる充実を図るため、待機児童解消の緊急対策を継続し、新たに1,200人規模の受け入れ枠を確保、2020年4月の待機児童の解消を図る。

②保育士確保に向けた取り組み

- ◇受け入れ枠の拡充に伴い、必要となる保育士の確保と保育の質の向上に向けた様々な取り組みを実施（保育士総合サポートセンター（無料職業紹介事業）の運営、保育士の待遇改善、研修の充実など）

③男性の暮らし方・意識改革の取り組み

- ◇家事や育児に関して学べる講座など、男性の家事・育児参画意識を高める取り組みを実施

(3) DV対策の充実・強化

<現状と課題のまとめ>

①配偶者からの暴力

- ◇配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む）から、これまでに「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」のいずれかを1つでも受けたことが「何度もあった」という人は、女性では約7人に1人。

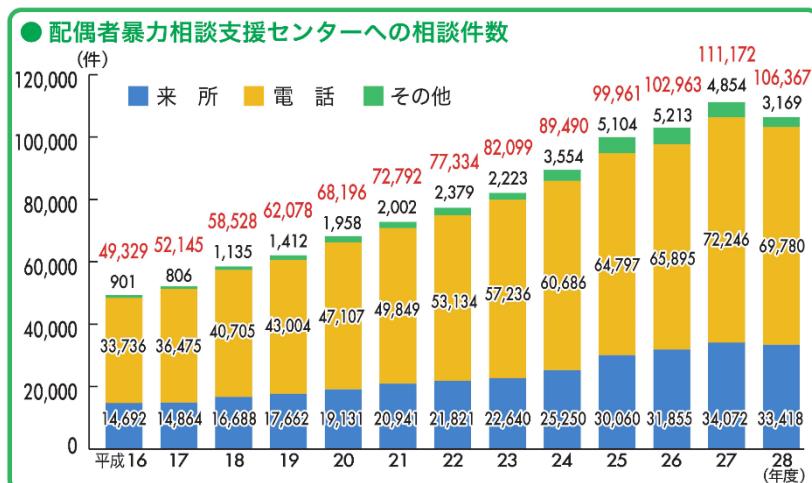
◇配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は、全国で10万件を超える高水準で推移。

◇DV被害者の子どもはDVを目撃していることが多く、それによって心に傷を負う心理的虐待（面前DV）への対応が必要。

②総合的な支援

◇問題が深刻する中で、DV防止に向けた啓発・教育、相談体制の充実、被害者の安全確保、自立に向けての支援など総合的な支援が必要。

【配偶者暴力相談支援センターへの相談件数】



【備考】内閣府調べ。

出典：「男女共同参画社会の実現を目指して 平成30年版データ」
内閣府・男女共同参画推進連携会議

③若年層に対する性的な暴力

◇近年、若年層の女性が、いわゆる「JKビジネス」で働き、性的な暴力等の被害に遭う問題や、本人の意に反してアダルトビデオの出演を強要される問題が社会問題化しており、若年層に対する暴力の多様化を踏まえた予防啓発の必要性が高まっている。

<重点的に取り組む事業>

①明石市配偶者暴力相談支援センターの機能強化

◇相談員などの資質向上のための研修実施や、プライバシー・安全に配慮した相談室の設置

◇避難先の確保や一時保護所への安全な移送

◇緊急時におけるDV被害者の安全確保

②DV被害者の支援充実

◇生活の安定に向けた住宅の確保支援策の検討や就労支援の実施

◇DV被害者の保護、自立支援に向けての関係課・関係機関との連携強化

③DVの早期発見・支援のための啓発

◇子どもや親子に関わる保育士や幼稚園職員など、支援者を対象としたDVの理解・早期発見・適切な支援に関する研修実施

④若年層の性的な暴力の予防啓発

◇いわゆる「JKビジネス」やアダルトビデオ出演強要問題等、多様化する若年層の性的な暴力の予防啓発の取組

7 検討経過

2019年度アクションプランの策定にあたり、より実効性の高い施策の実施につなげるため、市民との意見交換の場などを設けました。

また、府内関係部課との会議などを行い、推進体制の強化に努めました。

(1) 明石市DV対策検討委員会委員への意見聴取

2018年4月～ DV被害者の支援に向けた方策の検討（計5回）

2019年3月

(2) 市民との意見交換など

【女性の活躍推進】

2018年8月 働き方改革に関する座談会、情報交換会

[経営者・企業人事担当者等31人参加]

2019年3月 女性活躍推進のネットワーク組織との意見交換 [8人参加]

【DV関連】

2018年4月 民生委員・児童委員との意見交換 [25人参加]

6月 人権教育推進員、人権啓発員との意見交換 [26人参加]

10月 主任児童委員との意見交換 [44人参加]

(3) 庁内関係部課との会議等

2018年9月 平成29年度実施事業の進捗状況を府内関係課へ照会・とりまとめ

2019年3月 2019年度アクションプラン案を府内関係課へ照会・とりまとめ

【女性の活躍推進】

2019年1月 管理職との意見交換 [16人参加]

【DV関連】

2018年6月 DV担当者会議 [12人参加]

8月 DV研修 [35人参加]

8 あかし男女共同参画プランの施策体系

※ [] は「女性活躍推進法」に基づく市町村計画の該当部分



第2章

分野別展開

あかし男女共同参画プランの施策体系に示した
6つの基本目標ごとに、2019年度の具体的な
事業計画を示しています。
★印は重点的に取り組む事業

基本目標1 男女平等・男女共同参画・人権尊重に向けた意識づくり

基本方向（1）男女共同参画に向けた意識啓発の推進

性別にとらわれず、男女が自らの意思によって行動することができる社会の実現に向け、情報誌の発行などあらゆる機会において、広く男女共同参画の意識づくりを推進します。

基本施策	実施事業	事業の内容	担当課
①男女共同参画についての意識啓発の推進	男女共同参画に関する意識啓発	男女共同参画週間事業の実施	男女共同参画センター
		人権文化をすすめる市民運動推進強調月間事業・人権週間でのキャンペーンなどの開催	人権推進課
②男女共同参画に関する情報収集・提供の推進	男女共同参画に関して多様で効果的な広報・啓発活動の実施	広報紙の発行やホームページなどによる広報・啓発の実施	男女共同参画センター
		関連資料・文献等資料の収集、提供	男女共同参画センター

基本方向（2）政策・方針決定過程等への女性の参画の拡大

本市の審議会等への女性委員の登用について、積極的な働きかけを行うと同時に、人材育成を図り市政に多くの女性の声を反映させるよう、参画の推進をめざします。同様に、市役所、事業所、各種団体、自治会等あらゆる機会において女性の参画が進むよう取り組みます。

基本施策	実施事業	事業の内容	担当課
①審議会・委員会等への女性の参画の促進	女性委員の参画の促進	女性委員の参画率の向上	男女共同参画課、関係各課
②事業所・団体等における女性の登用促進	事業所・団体における女性の登用促進	事務所への啓発やパンフレットの配布、ポスター掲示による啓発	産業政策課
		兵庫県との「男女共同参画社会づくり協定」締結を、品質評価項目及び総合評価落札方式等の評価項目として設定	財務室
	事業所・団体における人材育成	★事業所における女性リーダー育成研修等の実施	男女共同参画課
	市職員における女性の登用の促進	★女性職員の職域拡大及び管理職への積極的登用 ★管理職登用促進に向けた職員研修への女性職員の積極的参加	職員室

基本方向（3）男女平等と自立をめざした教育の推進

家庭、学校、地域といった教育の場において、幼児期から大人まで生涯にわたる男女平等・男女共同参画の視点に立った意識啓発に取り組み、男女が固定的な性別役割分担意識にとらわれず、主体的な生き方やあらゆる分野への参画を選択する能力を身につけるように努めます。

基本施策	実施事業	事業の内容	担当課
①保育所・幼稚園・学校等での意識啓発の推進	男女平等感に立った人権教育の推進	学校教育の中での人権教育の推進、男女混合名簿の導入、トライやる・ウィークの実施	学校教育課
	保護者向けの男女共同参画に関する啓発の実施	子育て講演会等の開催	こども育成室、学校教育課
	教職員等に対する啓発・研修の実施	保育所・幼稚園・小中学校教職員を対象とする研修の実施	こども育成室、学校教育課
	家庭教育の充実	妊娠・育児中の夫婦を対象とした子育て講座等の開催	子育て支援課
		親子サマースクール等、親子がふれあうイベント等の開催	コミュニティ・生涯学習課、生涯学習センター
②男女平等と自立をめざした生涯学習の推進	あらゆる年齢層の男女が、ともに参加・参画できる学習機会の整備	地域学講座の開催	生涯学習センター
		人権セミナーの開催	人権推進課
	生涯学習における専門分野での指導者の育成	人権教育リーダー研修会の開催	青少年教育課
		人権教育推進員研修会の開催	人権推進課
		市民企画型講座の開催	生涯学習センター
	自主学習団体、グループへの指導と支援	明石市人権教育研究協議会、自治会研修の開催	人権推進課

基本方向（4）あらゆる場面における男女の人権の尊重

広報誌や新聞、テレビ、インターネットといったメディアにおける男女の人権の尊重やセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの問題、さらには外国人居住者との文化や価値観の相互理解を深める取り組みなど、あらゆる場面における男女の人権の尊重をめざした意識啓発に努めています。

基本施策	実施事業	事業の内容	担当課
①メディアにおける人権の尊重	男女共同参画の視点に立った市の刊行物の作成及びメディア・リテラシー向上	男女共同参画の視点に立った市の刊行物の作成及び啓発の推進	男女共同参画センター、男女共同参画課、関係各課
②セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止に向けての啓発の推進	情報提供や啓発の推進	パンフレット等による啓発	産業政策課
		企業人権問題研修会の開催	人権推進課
	相談窓口の充実	女性のための相談室	男女共同参画センター
③国際理解と国際化への対応	外国人に対する生活支援の推進及び国際理解への情報提供	通訳ボランティアの拡充等の推進	文化振興課
		国際理解を深める講座等の開催	文化振興課
		外国人居住者各種生活情報収集・提供事業	関係各課

基本方向（5）女性のエンパワーメントの推進

女性が仕事や地域活動等のあらゆる分野において活躍できる力をつけることをめざしたエンパワーメントのための意識啓発の推進や学習機会の拡充を行います。また、女性の活躍推進に取り組む団体等の活動の支援を行います。

基本施策	実施事業	事業の内容	担当課
①エンパワーメントに向けての啓発活動、学習機会等の拡充	学習機会の提供	セミナー、講座等の開催による学習機会の提供	男女共同参画センター、男女共同参画課
	市民、事業所等への啓発	広報紙等による啓発、情報提供	男女共同参画センター
	女性のチャレンジ支援	女性の就業相談窓口の充実、チャレンジ相談の実施	男女共同参画センター
②女性の活躍推進に向けたネットワークの構築	女性の活躍推進に取り組む団体等への支援とネットワークの拡充	★多様な主体からなるネットワークを拡充し、女性活躍推進のための取り組みを支援	男女共同参画課

基本目標2 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶

～明石市配偶者等からの暴力対策基本計画～

基本方向（1）DV防止に向けた啓発・教育の推進

DV被害者の多くが女性であり、その背景には固定的な性別役割分担意識や男女の社会的、経済的力の格差などの問題があると言われています。このような状況を改善するために、一人ひとりが人権意識を高め、DVについて理解を深められるように、家庭、地域、学校等あらゆる場において市民へ啓発・教育を推進します。

基本施策	実施事業	事業の内容	担当課
①市民への啓発の推進	市民への啓発の推進	ホームページにDV関連ページを作成 情報誌等にDV関連記事を定期的に掲載 市民向け講座の開催	男女共同参画課、人権推進課
	障害者、高齢者、外国人への啓発の推進	県発行の外国語や点字のDVパンフレットの活用と配布	男女共同参画課、配偶者暴力相談支援センター
②若者への啓発・教育の推進	人権教育やデートDV、JKビジネス予防に関する啓発・教育の推進	★学校等における人権教育、デートDVに関する出前講座の実施 ★JKビジネス等予防啓発事業の実施 ★JKビジネス等予防啓発リーフレットの作成・配布〔新規〕	男女共同参画課、学校教育課

基本方向（2）相談体制の充実

DV被害者が抱える問題や悩みは、複雑で多岐にわたり、深刻な事例も多くなっています。このような状況に対応するためにも、各種相談窓口の市民への周知と充実を図ります。また、窓口においてDV被害者が二次的被害を受けることのないよう、関係職員研修の充実を図ります。

基本施策	実施事業	事業の内容	担当課
①各種相談窓口の周知と充実	相談窓口の周知と相談体制の充実	広報紙等への掲載や案内チラシの配布 関係機関へのリーフレットの設置	市民相談室、男女共同参画課、男女共同参画センター、児童福祉課、配偶者暴力相談支援センター、関係各課
	外国人、高齢者、障害のある人等への相談の充実	手話通訳者の府内派遣 多言語に対応できる通訳者の確保 関係課の連携による対応	地域共生社会室、障害福祉課、市民相談室、配偶者暴力相談支援センター
②相談員等の資質の向上と二次的被害の防止	関係職員研修の充実	相談員等への研修の実施	男女共同参画課、配偶者暴力相談支援センター、関係各課

基本施策	実施事業	事業の内容	担当課
		教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーへのDVの理解、発見、関係部署との連携、ケアについて周知	男女共同参画課、学校教育課、児童生徒支援課、配偶者暴力相談支援センター
		★保育所・幼稚園職員へのDV研修出前講座の実施 市職員・保健師等の研修の実施	男女共同参画課、配偶者暴力相談支援センター、窓口職員関係課
③早期発見・支援のための啓発	DV相談窓口の周知	広報紙・ホームページ等への掲載 リーフレットの設置・配布	男女共同参画課、男女共同参画センター、配偶者暴力相談支援センター
	適切な支援のための啓発	保健・医療機関、福祉関係者への早期発見と通報についての情報提供 学校関係者、保育関係者へのDVの早期発見と早期支援のための情報提供	男女共同参画課、健康推進課、こども健康課、学校教育課、児童生徒支援課、明石こどもセンター、配偶者暴力相談支援センター
④配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実	DV被害者の負担軽減と安全に配慮した相談窓口の充実	プライバシー・安全に配慮した相談室の整備充実 婦人相談員の資質の向上のための研修機会の確保 被害者支援に必要な専門性を持つ人材の確保 窓口ワンストップ化実施に向けて市DV対策連絡会議で検討	配偶者暴力相談支援センター

基本方向（3） DV被害者の安全確保

緊急にDV被害者等の安全を確保する必要がある場合には、警察と連携を図り、県の一時保護所へ移送しています。今後も警察・県等と連携を取るとともに、DV被害者等の個人情報管理の徹底に努めます。

基本施策	実施事業	事業の内容	担当課
①緊急時におけるDV被害者の安全確保	一時保護までの支援	★避難先の確保 民間シェルターを活用した緊急宿泊事業の実施 一時保護所への安全な移送 その他の避難先までの安全確保	配偶者暴力相談支援センター
②DV被害者等の情報管理の徹底	DV被害者等に関する情報管理の徹底	個人情報の管理に関する関係職員への研修の実施 DV対策連絡会議での事例紹介や情報共有	配偶者暴力相談支援センター、関係各課
③広域連携の強化	広域連携の強化	★円滑なDV被害者保護に向けた警察・県・近隣市町との連携強化	配偶者暴力相談支援センター、関係各課

基本方向（4）自立に向けての支援の充実

DV被害者のおかれた状況を理解し、生活安定のための支援、経済的自立に向けた支援等、関係各課や関係機関が相互に連携して支援を行います。また、精神的に不安定な状態にいるDV被害者への心理的ケアの充実にも努めています。

基本施策	実施事業	事業の内容	担当課
①生活の安定に向けた支援	住宅の確保に向けた支援	住宅の確保に向けた情報提供	住宅課、児童福祉課、配偶者暴力相談支援センター
		住宅の確保に向けた他市の支援策の情報収集と支援策の検討	住宅課、配偶者暴力相談支援センター、男女共同参画課
	生活の安定に向けた支援	★生活の安定に向けた各種制度の情報提供とケアマネジメントの実施	児童福祉課、生活福祉課、明石こどもセンター、男女共同参画課、男女共同参画センター、配偶者暴力相談支援センター
		法律相談の実施	男女共同参画センター、市民相談室
		DV被害者向けのパンフレット作成・配布	男女共同参画課、配偶者暴力相談支援センター
②経済的自立に向けた支援	就労に向けた支援	★就労支援の実施 就労支援セミナー等の実施	児童福祉課、男女共同参画センター、生活福祉課
		各種制度に関する情報提供	男女共同参画課、男女共同参画センター、配偶者暴力相談支援センター、児童福祉課
③心理的ケアの充実	DV被害者の心の回復に向けた支援	「女性のための相談室」による相談・カウンセリングの実施 地域での孤立を防ぐための親子の支援の実施	男女共同参画センター、配偶者暴力相談支援センター、児童福祉課

基本方向（5） 関連機関との連携強化

DV被害者へ切れ目のない支援を円滑に実施していくために、市役所内だけでなく、警察や県、民間支援団体等の関係機関との連携強化に取り組んでいきます。

基本施策	実施事業	事業の内容	担当課
①関係機関・ 関係各課の連 携強化	相談機関相互の連携 強化	DV防止マニュアルの見直し、DV被害者支援に関するフローチャートの整備 ケース会議の積極的な実施 ★他機関・他課実施のケース会議への参加	男女共同参画 課、男女共同参 画センター、配 偶者暴力相談支 援センター、関 係各課
		要保護児童対策地域協議会との連携	明石こどもセン ター、配偶者暴 力相談支援セン ター
		医療関係者、民生委員・児童委員等の支援者向けDV防止マニュアルの作成	男女共同参画 課、配偶者暴 力相談支援セン ター
		庁内DV対策関係課との情報共有と必要な改善策の検討	市民相談室、男 女共同参画課、 配偶者暴力相談 支援センター、 関係各課
②広域関係機 関との連携強 化	広域関係機関との連 携強化	市DV対策連絡会議の開催（市DV対 策基本計画の推進、専門家の参画）	男女共同参画 課、配偶者暴 力相談支援セン ター、関係各課
		★警察や県、他自治体のDVセンタ ー、民間団体、関連施設等との連携強 化	配偶者暴力相談 支援センター、 男女共同参画課

基本方向（6） こどもへの支援

DV被害者にこどもがいる場合は、そのこどもがDVを目撃している場合が多くあり、DV家庭の中でこどもが受けた心理的外傷は計り知れないものがあります。

また、「児童虐待の防止等に関する法律」で、児童の前でDVが行われることは児童に被害が間接的に及ぶとして、児童虐待と定義されています。

DV被害者のこどもに対しては、学校や関係機関と連携し、安心して生活できる環境を整え、引き継ぎ教育や心理面における支援に取り組んでいきます。

基本施策	実施事業	事業の内容	担当課
①就園・就学への支援	就園・就学への支援	保育所（園）、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校等への就園・就学における手続きの配慮及び個人情報保護の配慮	こども育成室、総務課（教育）、配偶者暴力相談支援センター
②子どもの安全確保と不安軽減	子どもの安全確保と不安軽減	一時保護所や避難先までの安全確保と不安軽減のための配慮 加害者による追及・連れ去り行為防止のための情報提供	配偶者暴力相談支援センター
③子どもの心のケア	DV被害者の子どもの心のケアに向けた支援	★関係機関が連携した継続的な心のケアの実施 ★転校児童に対して転校前後の配偶者暴力相談支援センター等の支援機関での情報連携の実施	配偶者暴力相談支援センター、児童生徒支援課、男女共同参画課、明石こどもセンター、発達支援課、児童福祉課、総務課（教育）
		避難先の支援機関への連携	配偶者暴力相談支援センター
		スクールカウンセラーの配置 スクールソーシャルワーカーの配置	児童生徒支援課
④子ども・子育てに関する支援	子ども・子育てに関する支援	子ども・子育てに関する支援情報の提供とその人に適した支援の実施	配偶者暴力相談支援センター、児童福祉課、明石こどもセンター、こども育成室、関係各課
⑤関係機関・関係各課の連携強化（再掲）	相談機関相互の連携強化	要保護児童対策地域協議会との連携（再掲）	明石こどもセンター、配偶者暴力相談支援センター
⑥面会交流への配慮	DVのある家庭における面会交流の慎重な対応への配慮	DV被害者へこどもへの配慮に関する情報提供	配偶者暴力相談支援センター、市民相談室

基本目標3 生活の場における男女共同参画の促進

基本方向（1）仕事と生活の調和に向けた生活の場での取り組みの推進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）は、家庭や地域生活の場への参画等を通じた自己実現を後押しし、そのことが、事業所・地域の活性化や生活の充実につながることを積極的に啓発していきます。また、男女が安心して家庭生活を営みながら、仕事や地域活動に参画するために、社会全体で子育てや介護等を支援する体制の充実を図ります。

基本施策	実施事業	事業の内容	担当課
①市民への啓発と相談窓口の充実	仕事と生活の調和に関する啓発の促進	法制度の周知、啓発	産業政策課、男女共同参画課、男女共同参画センター
		人権文化をすすめる市民運動推進強調月間事業・人権週間でのキャンペーンなどの開催、企業人権問題研修会の開催（再掲）	人権推進課
	相談窓口の充実	育児・介護等に関する相談窓口の充実	こども育成室、明石こどもセンター、地域共生社会室
	仕事と生活の調和を支援する人材の育成、活動支援の推進	子育て学習室の開設、子育て支援ボランティアの養成	子育て支援課
②子育て支援策の充実	子育て支援の充実	子育て支援センター事業、ファミリーサポートセンター事業	子育て支援課
		★明石市放課後児童健全育成事業の充実	こども育成室
		★私立保育所・認定こども園の整備	待機児童緊急対策室
		★企業主導型保育事業の設置支援	待機児童緊急対策室
		包括的な子育て支援施設「あかしこども広場」の運営	こども健康課、子育て支援課、こども育成室
	保育サービスの充実	★多様な保育サービス（延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業等）の充実	こども育成室
		★必要となる保育士確保と保育の質向上の推進	こども育成室、待機児童緊急対策室
		★保育士総合サポートセンター（無料職業紹介事業）の運営〔新規〕	待機児童緊急対策室
	市立幼稚園の保育機能の充実	★預かり保育の実施	こども育成室
	保育料の第2子以降の完全無料化	★保育所及び幼稚園などの第2子以降の保育料を無料化	こども育成室
③介護支援策の充実	介護サービスの充実	在宅生活や介護家族の支援の充実	高齢者総合支援室
④事業所・団体等における子育て支援の促進	事業所・団体における子育て支援の促進	「あかし子育て応援企業」の認定取得を、品質評価項目及び総合評価落札方式等の評価項目として設定	財務室

基本方向（2） 家庭生活における男女共同参画の促進

充実した家庭生活をおくるために、男女それぞれが子育てや介護にかかわることの大切さについて意識啓発を行い、男性も積極的に家事・育児・介護等にかかわることができるよう学習機会の充実を図ります。

基本施策	実施事業	事業の内容	担当課
①男女がともに担う家事・育児・介護等についての学習・啓発の促進	意識啓発・情報提供の推進	啓発冊子「みんなのしあわせのために」の配布、企業人権問題研修会の開催（再掲）	人権推進課
		広報誌等による啓発、情報提供（再掲）	男女共同参画センター
		ホームページ「あかし子育て応援ナビ」やスマートフォン向け「あかし子育て応援アプリ」による情報提供	子育て支援課
	学習機会の充実	子育て学習室の開設や子育て支援センター事業、次代の親育成事業 男性の家事・育児応援セミナー	子育て支援課、男女共同参画課
②男性の家庭生活における自立に向けた学習・啓発の促進	男性の家事・育児・介護等にかかわる意識啓発、情報提供の推進	広報紙等による啓発、情報提供（再掲）	男女共同参画センター

基本方向（3） 地域活動における男女共同参画の促進

地域活動への男女共同参画を促進していくために、意識啓発や情報提供に努めます。また女性リーダーの育成に努めるとともに、地域活動等に対して支援を行っていきます。

基本施策	実施事業	事業の内容	担当課
①地域活動における男女共同参画の促進	地域活動での男女共同参画意識の啓発・情報提供の推進	自治会研修の開催（再掲）	人権推進課
		広報紙等による啓発、情報提供（再掲）	男女共同参画センター
	各種地域活動における男女共同参画の促進	校区子ども会育成事業の推進	青少年教育課
		高年クラブ活動促進事業	高齢者総合支援室
	活動拠点の整備・拡充	地域での子どもの見守りに係る活動促進	コミュニティ・生涯学習課
		コミュニティ・センターの活用、機能充実と自治会集会所の整備・充実	コミュニティ・生涯学習課
		男女共同参画センターの整備・充実	男女共同参画センター
	保育料の第2子以降の完全無料化	★保育所及び幼稚園などの第2子以降の保育料を無料化（再掲）	こども育成室
②地域活動における地域リーダーの育成・登用の促進	地域活動方針決定過程への女性の参画促進	協働のまちづくり講演会	コミュニティ・生涯学習課

基本目標4 働く場における男女共同参画の推進

基本方向（1）仕事と生活の調和に向けた働く場での取り組みの推進

仕事と生活の調和に向けた事業主や事業所への積極的な情報提供や啓発に努めます。また、仕事と生活を両立するために必要な多様な保育・介護ニーズに対応するための子育て支援や介護サービスの充実に努めます。

基本施策	実施事業	事業の内容	担当課
①働き方の見直し等の啓発の推進	事業所への啓発の推進	企業人権問題研修会の開催（再掲）	人権推進課
		広報紙等による啓発、情報提供（再掲）	男女共同参画センター、男女共同参画課
		法制度の周知、啓発（再掲）	産業政策課
		★多様な働き方の導入に向けた、事業所向け研修の実施	男女共同参画課
		★市内事業所における優良事例の情報収集、紹介	男女共同参画課
②両立支援のための子育て・介護支援策の充実	子育て支援の充実	子育て支援センター事業、ファミリーサポートセンター事業（再掲）	子育て支援課
		★明石市放課後児童健全育成事業の充実（再掲）	こども育成室
		★私立保育所・認定こども園の整備（再掲）	待機児童緊急対策室
		★企業主導型保育事業の設置支援（再掲）	待機児童緊急対策室
	保育サービスの充実	★多様な保育サービス（延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業等）の充実（再掲）	こども育成室
		★必要となる保育士確保と保育の質向上の推進	こども育成室、待機児童緊急対策室
		★保育士総合サポートセンター（無料職業紹介事業）の運営（再掲）〔新規〕	待機児童緊急対策室
	市立幼稚園の保育機能の充実	★預かり保育の実施（再掲）	こども育成室
	介護サービスの充実	在宅生活や介護家族の支援の充実（再掲）	高齢者総合支援室

基本方向（2）働く場における男女平等の実現

男女がともに働き続けやすい職場環境づくりに向けて、事業主や事業所に対して男女雇用機会均等法や女性活躍推進法をはじめとする関連法制度を周知・啓発します。また、市民に対する意識啓発やセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの防止に向けた啓発に努めます。

基本施策	実施事業	事業の内容	担当課
①男女の均等な雇用機会・待遇の確保のための啓発	男女雇用機会均等法や女性活躍推進法などの関係法令の周知・啓発、ポジティブ・アクションの積極的な導入促進に向けての啓発	法制度の周知、啓発（再掲）	産業政策課
		広報紙等による啓発、情報提供（再掲）	男女共同参画センター
	男女平等の職場づくりに向けた啓発の促進	企業人権問題研修会の開催（再掲）	人権推進課
		セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止に向けての啓発（再掲）	産業政策課

基本方向（3） 多様な就労形態を可能にする条件整備の促進

多様で柔軟な働き方に向けての情報提供や相談体制、法制度等の周知・啓発に努めます。また、女性が育児・介護等により就業を中断する場合が多い現状を踏まえて、就労支援体制の充実を図ります。

基本施策	実施事業	事業の内容	担当課
①多様で柔軟な働き方を可能にする情報提供の充実	ハローワーク等との連携強化及び情報提供の推進	ハローワーク等との連携強化及び情報提供の推進	産業政策課
		★保育士総合サポートセンター（無料職業紹介事業）における職業紹介、ハローワーク等との連携による就職イベントの実施〔新規〕	待機児童緊急対策室
②女性の就労支援体制の充実	女性のチャレンジ支援	女性の就業相談窓口の充実、チャレンジ相談の実施（再掲）	男女共同参画センター
	女性の労働環境整備に向けた取組	中小事業所における一般事業主行動計画の策定及び「くるみん」の取得を促進	男女共同参画課

基本方向（4） 農・漁業及び商工業等自営業での働きやすい環境づくり

農・漁業及び商工業等の自営業において、女性が経営に参画できるよう意識啓発と家族経営協定の普及に努めるとともに、経営等意思決定過程への女性の参画に向けて働きかけます。

基本施策	実施事業	事業の内容	担当課
①経営等意思決定の場への女性参画の推進	家族経営協定の普及	農業従事者に対する家族経営協定の普及	農水産課
	マイライフプラン講演会	中小企業従業員、個人商店主、主婦等の生活設計を支援するために開催	産業政策課
	団体等における男女共同参画の推進	各種団体等との連携	農水産課、男女共同参画課

基本目標5 生涯にわたる健康の保持・増進と福祉の充実

基本方向（1）「こころ」と「からだ」の健康の保持・増進

心身とその健康について男女が異なる問題を抱えていることに配慮しながら、男女それぞれが主体的に考えることができるよう、健康に関する知識や認識の普及を図るとともに、相談・指導の充実に努めます。

基本施策	実施事業	事業の内容	担当課
①母性の保護と母子保健の充実	母子保健に関わる健康支援	男女共同参画の視点に立った「新あかし健康プラン21（親と子の健康（母子保健））」に基づく各種事業	こども健康課
②生涯を通じた男女の健康保持・増進対策の推進	男女共同参画の視点に立った「新あかし健康プラン21」の推進	男女共同参画の視点に立った「新あかし健康プラン21」に基づく各種事業	健康推進課
	女性のための健康相談	女性特有の健康に関する個別相談	健康推進課
	災害用備蓄物資の充実	東日本大震災、熊本地震の事例を参考に女性に配慮した備蓄品の充実	総合安全対策室
③性に関する教育・啓発・相談の推進	発達段階に応じた性に関する教育・啓発・相談の推進	各学校園における教育・啓発・相談の推進	学校教育課
	性に関する相談の充実	青少年の非行（性）防止のための相談、健康相談事業、学校保健の充実、女性のための健康相談の実施	児童生徒支援課、健康推進課、学校教育課
④リプロダクティブ・ヘルス／ライツの意識の浸透	リプロダクティブ・ヘルス／ライツの理解に向けた意識啓発の推進	小中学生や教職員、保護者に向けた啓発	学校教育課
⑤こころの健康づくりに関する啓発・相談の推進	こころの健康づくりに関する支援の充実	こころのケア相談や自殺予防ゲートキーパー研修会の実施等、メンタルヘルスに関する取り組み	健康推進課
		「女性のための相談室」による相談・カウンセリングの実施（再掲）	男女共同参画センター

基本方向（2） 社会的な援助を必要とする男女への自立支援の推進

困難を抱える人々が、性別にかかわらず自らの意思で主体的に生き、安心して暮らせるよう に、男女共同参画の視点に留意して、自立に向けた支援や福祉施策の充実に取り組みます。

基本施策	実施事業	事業の内容	担当課
①高齢者の生活安定と自立支援、家族介護者に対する支援の促進	男女共同参画の視点に立った「明石市高齢者いきいき福祉計画及び介護保険事業計画」の推進	男女共同参画の視点に立った「明石市高齢者いきいき福祉計画及び介護保険事業計画」の推進	高齢者総合支援室
②障害のある人の生活安定と自立支援、家族介護者に対する支援の促進	男女共同参画の視点に立った「明石市第5次障害者計画」の推進	男女共同参画の視点に立った「明石市第5次障害者計画」の推進	障害福祉課
③ひとり親家庭の生活安定と自立支援の促進	ひとり親家庭への支援の促進	母子・父子自立支援員、就労支援員による各種相談、就労支援の実施、ひとり親交流事業、日常生活支援事業〔新規〕 ひとり親家庭応援貸付金事業、家庭訪問型相談支援事業、母子父子寡婦福祉資金貸付事業	児童福祉課
④低所得者の生活安定と自立支援の促進	各種制度、福祉サービス等に関する情報提供	自立に向けた支援のための各種制度、福祉サービス等に関する情報提供	生活福祉課、男女共同参画センター、関係各課
⑤児童や高齢者に対する虐待防止対策の推進	児童健全育成支援システム（こどもすこやかネット）	児童虐待防止ネットワークの充実	明石こどもセンター
	子育て支援サービスの充実	育児支援家庭訪問事業	明石こどもセンター
	高齢者権利擁護事業	高齢者虐待防止対策の推進及び成年後見制度の利用支援、認知症高齢者等への支援	高齢者総合支援室
	高齢者を地域で支援するネットワークづくりの推進	まちかどゾーン会議 各種福祉施設・団体等補助	地域共生社会室 社会福祉協議会

基本目標6 施策の推進体制・進行管理の充実

基本方向（1） 施策の推進体制・進行管理の充実

男女共同参画課やあかし男女共同参画プラン推進連絡会議等が中心となって市役所内の推進体制の強化を図るとともに、施策の推進状況に関するチェック機能や情報公開の手法等について改善と拡充を図ります。また、施策の推進拠点としてあかし男女共同参画センターの活用促進や機能の充実に努めるとともに、市役所の職員一人ひとりの男女共同参画意識の醸成に取り組んでいきます。

基本施策	実施事業	事業の内容	担当課
①施策推進体制の充実	市役所内推進組織の拡充	プラン推進連絡会議やDV対策連絡会議等府内推進組織の拡充	男女共同参画課
	市職員に対する意識啓発・研修等の充実	庶務事務システムの活用・研修の充実	男女共同参画課、職員室
	特定事業主行動計画の推進	★特定事業主行動計画の推進 (出産補助休暇及び男性職員への育児休業の取得促進、採用時における女性限定説明会の開催等)	職員室
②国・県・近隣市町等との連携の推進	国・県・近隣市町等との連携強化	県内センター連絡会議における連携等	男女共同参画センター
		DV対策における連携等	配偶者暴力相談支援センター
③情報公開の推進	情報公開の推進	ホームページの充実などによる情報公開の推進	男女共同参画センター

基本方向（2） 市民参加・参画体制の整備

市民、自治会、団体、事業所、行政等があらゆる立場でそれぞれの知恵や経験、専門性等の資源を活かし、参画と協働による男女共同参画社会の推進を図ります。

基本施策	実施事業	事業の内容	担当課
①市民団体等との連携強化	市民参加・参画体制の整備と支援の強化	市民と協働による連携と支援の強化	男女共同参画センター
	情報提供の拡充	男女共同参画への市民活動に関する情報提供の拡充	男女共同参画センター

第3章

あかし男女共同参画プラン 指標（数値目標）

あかし男女共同参画プラン 指標（数値目標）

基本目標	指標名	現況値		目標値※3	備考
①男女平等・男女共同参画・人権尊重に向けた意識づくり	「男は仕事、女は家庭」という考え方に対する反対、「どちらかといえれば反対だ」と感じている市民の割合	74.0% ※1	平成27年度	70%	
	男女共同参画センターの認知度	56.8% ※1	平成27年度	70%	
	審議会等の女性委員の割合 (地自法202の3関係、法令、条例設置)	12.1%	平成30年4月	30%	
	女性委員のいない審議会の数 (地自法202の3関係、法令、条例設置)	4	平成30年4月	0	
	女性管理職比率(行政職)※2	14.2%	平成30年4月	25%	
	監督職への女性登用率(行政職)※2	38.7%	平成30年4月	25%	特定事業主行動計画に基づいて推進(新)
	主任級への女性登用率(行政職)	36.4%	平成30年4月	25%	特定事業主行動計画に基づいて推進(新)
②配偶者等からのあらゆる暴力の根絶	DV防止法の周知度	82.0% ※1	平成27年度	80%	
	DVを受けた時、警察や公的及び民間の相談機関に相談した割合	11.1% ※1	平成27年度	30%	
	中学校の人権教育においてデートDVを取り上げる学校数	4校	平成30年度	13校	
③生活の場における男女共同参画の促進	家庭において家事を十分行っている男性の割合	19.5% ※1	平成27年度	30%	
④働く場における男女共同参画の推進	保育所待機児童数	571人	平成30年4月	0人	
	次世代認定マーク(くるみん)取得事業所数 (明石市内に本社機能がある事業所)※4	1ヶ所	平成31年3月	3ヶ所	
⑤生涯にわたる健康の保持・増進と福祉の充実	乳がん検診受診率	18.7%	平成28年度	25%以上	
	子宮がん検診受診率	17.1%	平成28年度	30%以上	
⑥施策の推進体制・進行管理の充実	男性職員の出産補助休暇の取得率 (市役所)	90.9%	平成30年4月	100%	
	男性職員の育児休業の取得率 (市役所)	1.8%	平成30年4月	10%	

※1 平成27年度に実施した「人権に関するアンケート」による数値

※2 行政職は教育職(校長、教頭、園長等)・消防職を除く

※3 目標値は平成32年度末までにめざす数値

※4 次世代育成支援対策推進法に基づき一般事業主行動計画を策定し、一定の要件を満たす場合には、厚生労働大臣に次世代育成支援に取り組んでいる企業として認定される制度

アクションプラン 用語解説

用語	解説
M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためです。
エンパワーメント	本来の一人ひとりの潜在的な能力を生かして、力をつけていくことです。
家族経営協定	家族経営が中心の日本の農業が、男女を問わず意欲を持って取り組めるようするために、農業経営を担っている世帯員の中で、経営方針や報酬、休日等の就業条件を定めたものです。
固定的な性別役割分担	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）	老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のことです。
セクシュアル・ハラスメント	性的嫌がらせ、性的脅迫のこと。相手が望んでいない性的言動によって、相手の身体や精神を不当に侵害すること。また、それに対する対応によって一定の不利益を与える、また、それを繰り返すことによって環境を著しく悪化させることです。
積極的改善措置（ポジティブ・アクション）	会社の中で男性しか配置されていない部門に、女性の進出を促す計画をつくる、また、女性の優先枠を設けるなど、男女の実質的な機会均等を進めていくために一時的に行う措置をいいます。
デートDV	若年層で問題になっている恋人関係にある人からの暴力。身体的暴力、性的暴力、経済的暴力、精神的暴力などの他、「携帯電話をチェックする」「友達との付き合いを制限する」といった社会的暴力があります。
DV(ドメスティック・バイオレンス)	配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった人から振るわれる暴力のこと。身体的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力などの他、「大声でどなる」「無視」といった精神的暴力があります。
配偶者暴力相談支援センター	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、相談、指導、緊急時の一時保護、自立支援、情報提供等を行う施設のことです。
パワー・ハラスマント	職場などの組織内で、立場を利用して、特定の個人が特定の個人に対し本来の業務とは関係ない事項について継続的にいやがらせをし、人格や尊厳を傷つける言動を与え続けること。被害者の働く環境を悪化させ、心身の状態を著しく悪化させることもあります。
メディア・リテラシー	メディアからの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことです。
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	1994年にカairoで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念。女性が自分の健康を主体的に確保することをめざすもので、具体的には、いつ何人子どもを産む、産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産を自分で決める自由と権利などがあげられます。

あかし男女共同参画プラン

きらめきプラン21
